

市 営 建 設 工 事 成 績 評 定 要 領

平成17年8月9日管第43号

平成19年3月22日改正

平成21年12月22日改正

令和3年4月8日改正

令和4年4月1日改正

令和6年4月1日改正

令和6年12月25日改正

(目的)

第1 本要領は、市営建設工事（以下「工事」という。）の工事成績の評定に関する事項を定めることにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営建設工事 市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成17年告示第15号）第2条に規定する市営建設工事をいう。
- (2) 検査員 市営建設工事検査要綱第3条に規定する職員をいう。
- (3) 監督員 市営建設工事監督要綱第2条に規定する職員をいう。
- (4) 工事主管課 工事を執行する課等をいう
- (5) 主管課長 工事主管課の課長等をいう。
- (6) 係長等 工事主管課の係長等で主管課長の指名する職員をいう。

(対象工事)

第3 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は、1 契約の最終請負金額（工期が複数年にわたる工事にあつては、出来高検査時点における請負金額）が130万円を超える工事とする。

(成績評定の時期)

第4 成績評定の時期は、検査員にあつては検査実施のつど、係長等及び監督員にあつては、工事の完成のときとする。

(評定者)

第5 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員並びに係長等及び監督員とする。

（評定の方法）

第6 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 工事成績の採点は別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。
- 4 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 5 評定にあたっては、別紙—4の「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び別紙—5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における創意工夫、社会性等に関しては、受注者から当該工事における実施状況の提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- 6 主たる工種とは、直接工事費の比率の高いものから足して70%を超えるまでの工種をいう。
- 7 品質、出来ばえは、主たる工種について評定を行うものとする。主たる工種が複数ある場合は、最大3工種に絞って評定を行うものとする。ただし、これ以外の工種でも評定者が重要と認めるものは、当該上位工種の最下位の工種に替えて考査対象とすることができる。
- 8 第6項、第7項について、工種ごとに評価が分かれた場合は低い評価を採用する。
- 9 総合評価落札方式による工事で、契約項目となった技術提案のうち、工事特性、創意工夫、社会性等に該当する項目については、評価の対象とする。
- 10 イメージアップ経費を用いた取組みは、評価の対象としない。

（工事成績評定表の提出）

第7 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、工事成績評定表を契約管財課の契約した工事については、契約管財課長に、工事主管課の契約した工事については、主管課長に提出するものとする。

- 2 主管課長は、工事主管課の契約した工事について、遅滞なく、工事成績評定表の写しを契約管財課長に提出するものとする。

（評定点等の通知並びに公表）

第8 市長は、評定者から工事成績評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定点を別紙様式第4により通知し、通知の写しを閲覧による方法により公表するものとする。

(説明要求等)

第9 第8の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内(休日を含む。)に、書面により市長に対して評定点等について説明を求められることができるものとする。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、別紙様式5により説明会の開催通知を行い、説明会で該当工事の現場代理人等と評定者が評定内容について意見の交換を行い、その結果を別紙様式6で回答するものとする。

3 市長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により公表するものとする。

附 則

1 この要領は平成17年8月30日から適用する。

2 平成21年12月31日において、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する前の川井村が請負契約を締結した村営建設工事であって、工期が平成22年1月1日以降であるものについては、この要領の規定を適用しないものとする。

附 則

この要領は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

工事成績採点表 [完成][出来形(指定部分)][出来形(既成部分)][中間]

年 月 日
部 課

工事名		契約金額(最終)																																
受注者		工期		年 月 日 から 年 月 日												完成年月日		年 月 日																
		監督員					係長等					検査員(中間)					検査員(中間)					検査員(中間)												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
考查項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2												+20.0						0															
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0				0																												
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点					± . 点					± . 点																	
評定点(65点±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点					③ . 点					④ . 点																	
評定点計		_____点					○中間技術検査があった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2)= 点 ※但し、③は中間技術検査が2回以上の場合には平均値 ○中間技術検査がなかった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4)= 点																											
7. 法令遵守等 ※6							点																											
8. 総合評価 技術提案		技術提案履行確認 ※8					履行 不履行 対象外																											
9. 働き方改革特別加点 ※9							点																											
評定点合計 ※7		点					○評定点計(点) - 法令遵守(点) + 総合評価履行確認(点) + 働き方改革特別加点(点) = 点																											
所見 ※5		(監督員)					(係長等)										(検査員)																	

※1 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加点合計) = 評定点
各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※5 所見があれば記載する。

※6 法令遵守等の評価は、係長等が行う。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。また100点を超過した場合は、100点とする。

※8 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できないものがある場合は、『不履行』を選択する。

※9 完全週休2日を達成した場合は2点の加点、週休2日相当を達成した場合は1点の加点とする。

細目別評定点採点表

工事名：

考査項目	細別	①監督員	②係長等	③検査員(中間)	③検査員(中間)	④検査員(完成)	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$() \times 0.4 + 2.9 =$ 点					3.3点
	II. 配置技術者	$() \times 0.4 + 2.9 =$ 点					4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	$() \times 0.4 + 2.9 =$ 点		$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点	$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点	$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点	13.0点
	II. 工程管理	$() \times 0.4 + 2.9 =$ 点	$() \times 0.2 + 3.2 =$ 点				8.1点
	III. 安全対策	$() \times 0.4 + 2.9 =$ 点	$() \times 0.2 + 3.3 =$ 点				8.8点
	IV. 対外関係	$() \times 0.4 + 2.9 =$ 点					3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$() \times 0.4 + 2.8 =$ 点		$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点	$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点	$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点	14.9点
	II. 品質	$() \times 0.4 + 2.9 =$ 点		$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点	$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点	$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点	17.4点
	III. 出来ばえ			$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点	$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点	$() \times 0.4 + 6.5 =$ 点	8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$() \times 0.2 + 3.3 =$ 点				7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$() \times 0.4 + 2.9 =$ 点					5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$() \times 0.2 + 3.2 =$ 点				5.2点
7. 法令遵守等	法令遵守による減点		$() \times 1.0 =$ 点				
8. 総合評価 技術提案	総合評価による減点		$() \times 1.0 =$ 点				
9. 働き方改革	働き方改革による加点		$() \times 1.0 =$ 点				
評定点合計							100.0点

※ 中間技術検査があった場合 $(①+②+③ \times 0.5 + ④ \times 0.5) =$ 細目別評価点 (中間技術検査が2回以上の場合は③を平均する)
 中間技術検査がなかった場合 $(①+②+④) =$ 細目別評価点

別記様式第3

工 事 成 績 評 定 表

年 月 日

工事名				
契約金額	当初：			最終：
工期（当初）	年 月 日	～	年 月 日	
工期（最終）	年 月 日	～	年 月 日	
完成年月日	年 月 日			
完成検査年月日	年 月 日			
出来形検査年月日	第1回	年 月 日	第2回	年 月 日
中間検査年月日	第1回	年 月 日	第2回	年 月 日
受注者住所				
受注者氏名				
現場代理人氏名				
主任技術者氏名				
監理技術者氏名				
監理技術者補佐氏名				
係長等所属・職・氏名				
監督員所属・職・氏名				
完成検査員所属・職・氏名				
出来形検査員所属・職・氏名				
中間検査員所属・職・氏名				
①監督員評定点				点
②係長等評定点				点
③出来形、中間検査員評定点				
④完成検査員評定点				点
⑤法令遵守等				点
⑥総合評価技術提案				点
⑦働き方改革				点
評定点合計				点

注1) 出来形、中間検査があった場合

$$\text{評定点合計 } \textcircled{6} = (\textcircled{1} \times 0.4 + \textcircled{2} \times 0.2 + \textcircled{3} \times 0.2 + \textcircled{4} \times 0.2) - \textcircled{5}$$

出来形、中間検査がなかった場合

$$\text{評定点合計 } \textcircled{6} = (\textcircled{1} \times 0.4 + \textcircled{2} \times 0.2 + \textcircled{4} \times 0.4) - \textcircled{5}$$

- 2) 出来形、中間検査があわせて2回以上あった場合、評定点は出来形、中間検査をあわせた平均点を記入する。
- 3) 一部完成の場合は、係長等、監督員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 5) ⑤法令遵守等、⑥総合評価技術提案、⑦働き方改革は係長等が記入する。

受注者 様

宮古市長 〇〇 〇〇

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、市営建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に別紙説明要求書により、市長に対し説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

説明要求書が提出された場合には、後日、説明会の日程のご案内を送付いたしますので、その際は、該当工事の現場代理人等の出席をお願いいたします。

記

- | | |
|------------------------------|--|
| 1 工 事 名 | 〇〇〇工事 |
| 2 工 期 | 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 3 完成検査年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 評 定 点 | 〇〇点 項目別評点は別表1のとおり |
| 5 送付先及び手続等の問い合わせ先
(工事主管課) | 〒027 - 8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号
宮古市〇〇部〇〇課〇〇係
TEL0193 - 62 - 2111(代) 内線〇〇〇 |

〇〇 第 〇〇 号
年 月 日

受注者 様

宮古市長 〇〇 〇〇

工事成績評定結果に対する説明会について

貴社から〇〇〇〇〇〇〇〇工事の工事成績評定通知に対する説明要求書が提出されましたので、下記日程で説明会を開催します。

については、該当工事の現場代理人等の出席をお願いします。

記

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時～
- 2 場 所 宮古市役所〇階〇〇会議室

〇〇 第 〇〇 号
年 月 日

受注者 様

宮古市長 〇〇 〇〇

工事成績評定に係る説明書(回答)

年 月 日付で貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 申し立てに対する回答